

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部
（総務部 県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

○農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則

（税務課）

一

○東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

（産業人材対策課）

一

○東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舍料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

（農業振興課）

一

○水産技術総合センターの使用に関する規則の一部を改正する規則

（水産業振興課）

二

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十八号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。
別表第二宮城県職業能力開発審議会の項の次に次のように加える。

宮城県観光
振興財源
検討会議

観光振興に係る施策を実施するための財源の在り方に関する重要事項の調査審議に関する事

観光課

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和四十七年宮城県規則第十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舍料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十一号

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則
東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

水産技術総合センターの使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十二号

水産技術総合センターの使用に関する規則の一部を改正する規則

水産技術総合センターの使用に関する規則（平成二十八年宮城県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「水産加工開発部」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。